

# YUBISUI

---

# NEWS

公益法人版

No. 14  
2024

**特集 晴れの国！岡山支店周辺のイトコ紹介**

CONTENTS

- 01 特集  
晴れの国！岡山支店周辺のイトコ紹介
- 05 注目の税制  
定額減税について
- 07 社労事業部からのアドバイス  
雇用契約書の変更について
- 09 法務 TOPICS  
相続登記の義務化について
- 11 医療介護専門部より  
R6年6月施行 《新》処遇改善加算に関する解説
- 13 コンサルの現場から  
幼保・こども園のWebマーケティングにおける注意点
- 14 相続事例  
「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」  
～令和5年度改正～
- 15 社会福祉法人 with freee 便り 第8回
- 16 ゆびすい会計システムより  
IT導入補助金をゆびすいクラウド導入に活用してみませんか
- 17 システム情報 PORTAL  
システムインテグレーションのご紹介
- 19 令和6年度設置者研修のご案内





OKA  
YAMA

晴れの  
国!

# 岡山支店周辺の イイトコ紹介

今年の夏、設置者研修を岡山支店にて開催します。多くのお客様に足を運んでいただきたく、今回は岡山のイイトコを紹介します。

山陽道の中央に位置する岡山県は、兵庫・広島・瀬戸内海・山陰地方に接しており、山も川も海もある自然豊かな素晴らしい所です。

ゆびすいの岡山支店は、岡山駅直結、さらに徒歩1分で着く好立地に所在しています。

そんな岡山支店周辺のイイトコをご紹介いたします。



社労事業部  
上今 優花

# 岡山城

昭和の再建、平成の改修、  
そして令和の大改修が行われた



昭和の再建、平成の改修、そして令和の大改修が行われた岡山城。  
岡山駅からは徒歩約10分もしくは路面電車に乗って約5分で到着します。

私たちは、路面電車で向かいました。

なんと、大人(中学以上)400円・小人(小学生)200円で一日間乗車することができます。

館内では、「岡山の歴史の入口」をテーマにして歴史を体験・体感できる場所がたくさんあります。備前焼工房もあり、老若男女問わず、館内は賑わっていました。

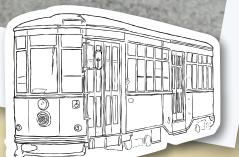
実は岡山城は忍者にゆかりが深いのです。

宇喜多直家が城を築くにあたり、まっさきにやったのは、忍者を「岡山」に忍び込ませることでした…

忍者の秘密は岡山城で知ることができます。

もしかすると「令和の忍者」がお城に登場するかもしれません。

路面電車の駅



日本三名園の一つ  
岡山後楽園は、  
世界に誇る文化財！

岡山城の目の前には、岡山後楽園が広がっています。江戸時代初期に時の藩主、池田氏によって造営された岡山後楽園は、江戸時代を代表する大名庭園の一つなんです。

国の特別名勝に指定されています。歴代藩主の「やすらぎの場」であった岡山後楽園は、今でも県内外や海外から多くの人が訪れ、愛されています。

日本三名園といえば、茨城県の偕楽園、石川県の兼六園、岡山県の後楽園。それぞれ違った魅力がありますね。

広い芝生地や池、築山、茶室は園路や水路で結ばれ、歩きながら移り変わる景色を眺めることができるよう工夫された回遊式庭園は、迫力がありました。全長約640mの「曲水」が園内を巡り、池や滝になっていて、とても美しかったです。

せっかくなので、きび団子と一緒に抹茶をいただきました。  
お邪魔したのは「さざなみ茶屋」さんです。  
園内順路の中間地点で、広く各景勝が望める建物「廉池軒」の隣に位置しています。

野点席では、お殿様がお気に入りだったと言われている景色を眺めながらお茶が楽しめます。  
池の亀を眺めながら、ゆびすい社員3名で、築庭当時の風景を想像しながら休憩をしました。

## ランチタイム

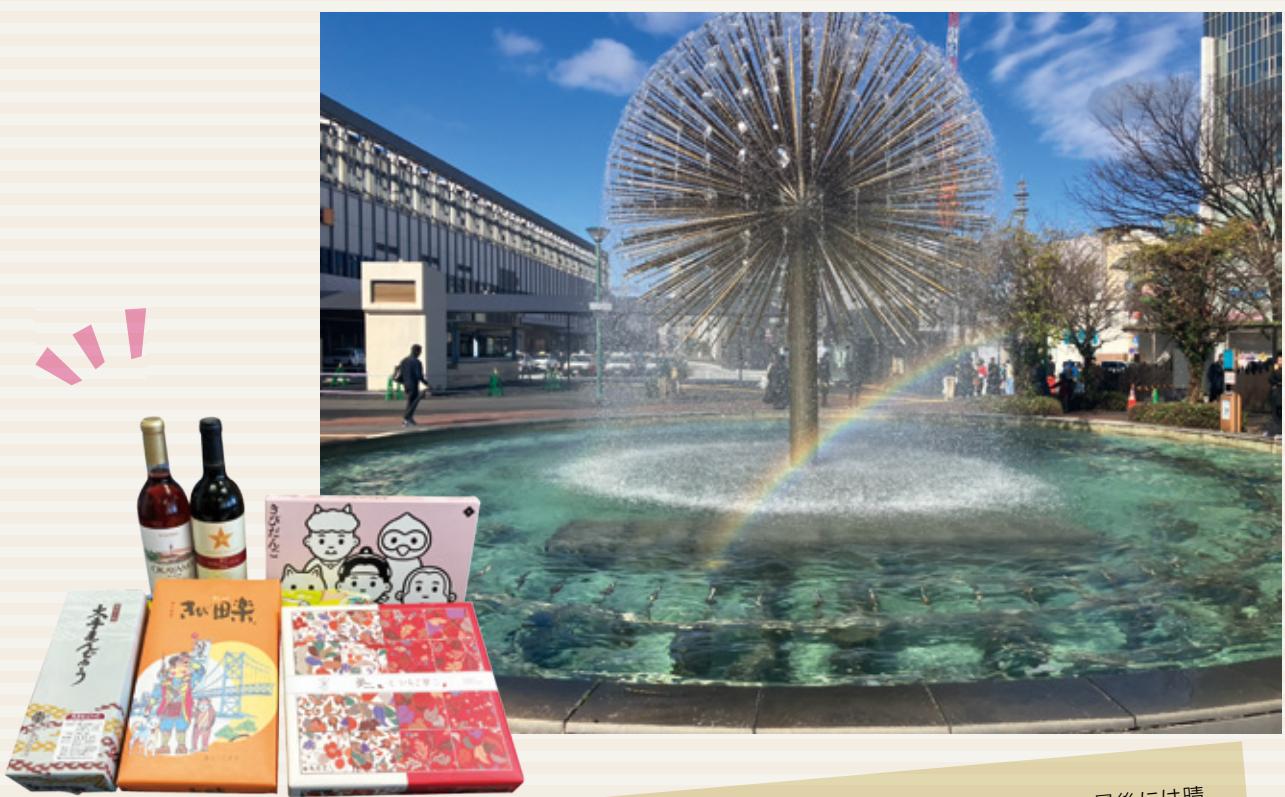
揚げたてのとんかつに、熱々のデミグラスソースをかけた岡山のご当地どんぶり  
「おかやまデミカツ丼」をいただきました。

岡山市のお舗「味司野村」の創始者が考案したといわれています。せっかくなので、味司野村さんのデミカツ丼をいただきました。

初めての感覚に、ゆびすい社員3名一同感動。  
疲れた体にしました。

人気店のため少々並びますが、岡山へ来た際は是非、召し上がっていただきたいです。  
岡山支店からも歩いて約10分程度で到着します。





楽しかった岡山支店周辺のお散歩も終わりに近づいてしまいました。朝は珍しく曇天だったものの、最後には晴れ、きれいな虹がかかっていました。さすが晴れの国 岡山！このきれいな噴水、岡山駅東口の駅前広場で待ち合わせ場所などとして1975年から岡山市民に親しまれてきた場所なのですが、実は3月いっぱい無くなってしまいました。「ピーコック(クジャク)噴水」と呼ばれるクジャクが羽を広げたようなデザインが素敵ですね。最後にはたくさんのお土産を買って、この旅は終了。きびだんごやお饅頭だけでなく、お酒もたくさん買いました。岡山県はぶどうの産地で日本ワインが有名です。クロオパトラも愛したと言われる『果実の女王』マスカット・オブ・アレキサンドリアで作られたワインは、あまくてとっても美味しいかったです。そのままぶどうを食べているようでした。

お時間のある方は、観光の際ワイナリーに行くのも良いですね。


**令和6年度 新制度園対象 園長・設置者研修会**  

## 幼稚園・保育園・こども園 運営セミナー2024

設置者が今知りたい、園運営の基礎とポイントを徹底解説します！

**8月1日 木～8月2日 金**

弊社HPまたはQRコードからお申込みいただけます。  
申込期限：2024年7月10日（水）

詳細は本誌、裏表紙をご覧ください



弊社HPまたはQRコードからお申込みいただけます。

申込期限：2024年7月10日（水）

**セミナー講師**



社会保険労務士法人  
ゆびすい労務センター  
**藤原 克行**



税理士法人 ゆびすい相談専門部  
税理士  
**山村 幸太**



税理士法人 ゆびすい名古屋事業部  
税理士  
**西辻 勇人**



株式会社 ゆびすいコンサルティング  
中小企業診断士  
**本杉 祐也**



弁護士法人かなめ  
代表弁護士  
**畠山 浩俊**

YUBISUI | 04 | NEWS

## 注目の税制



# 定額減税について

## はじめに

今回は今話題の「定額減税」について、特に給与所得者の方にフォーカスしてお伝えさせていただきます。

## 定額減税の概要

定額減税とは、国が特定の金額を税金から差し引くことで、近年の物価高騰による負担を軽減する制度です。具体的には、所得税と住民税から1人当たり4万円(所得税3万円・住民税1万円)が減額されます。減税額は、扶養の人数によって異なります。

例えば、Aさんの年収500万、配偶者控除が適用される配偶者と子どもが2人いる場合、減税される額は、合計16万円となります。

所得税:(本人)3万円+(家族)3万円×3人=12万円

住民税:(本人)1万円+(家族)1万円×3人=4万円 合計16万円

## 対象者

令和6年分の所得税を納税する方で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方が対象です。給与収入のみの方は、年収が2,000万円以下であれば対象になります。

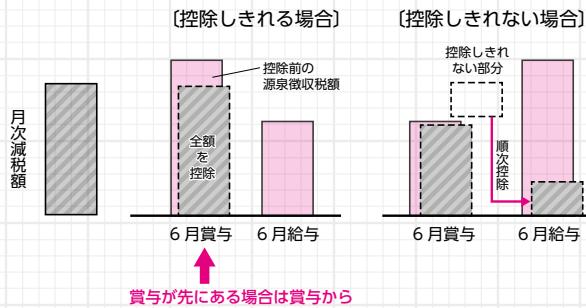
## 実施方法

「月次減税事務」…令和6年6月1日時点で扶養控除申告書を提出している給与所得者は、6月の給与(賞与の方が早い場合は賞与)から、定額減税額が差し引かれます。

「年調減税事務」…扶養控除申告書を提出していない場合、年末調整で定額減税額の精算を行います。

## 所得税の計算方法

月次減税事務では、令和6年6月1日以後、最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。令和6年6月支給分で控除しきれない部分は、令和6年7月以降支給分で控除します。



参照:国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」  
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>)

## 住民税の計算方法(特別徴収の場合)

6月の給与にかかる住民税の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を11分割して、7月より給与天引きします。(※端数は最初の月の7月にまとめて徴収します。)

例えば、減税前の住民税:100,000円、定額減税:10,000円→給与特別徴収:90,000円の場合、  
90,000円÷11=8,182円

7月徴収額:8,100円+(端数)900円=9,000円  
8月以後の徴収額:8,100円×10か月=81,000円 } 90,000円



「定額減税セミナー」はこちらから  
ご覧いただけます。



「定額減税セミナー」の資料はこ  
ちらからご覧いただけます。



福岡事業部

水田 舞華



東日本事業部

面家 大輝

## よくある質問

国税庁からQ&Aも出ています。の中でも、重要な部分を抜粋します。(国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A」2024年5月現在より抜粋)

2-2

所得制限を超える人に対する  
定額減税

A.合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与支払者のもとでは(月次減税)の適用を受けることになります。その場合、年末調整の際にこれまで控除した額の精算を行います。

主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な精算を行います。

2-4

給与所得者における定額減税  
の適用選択権の有無

A.一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

6-9

16歳未満の扶養親族に係る  
月次減税

A.基準日在職者の提出した扶養控除等申告書(住民税に関する事項)に氏名等が記載されている「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である人は月次減税額の計算に含めることとされています。なお、その16歳未満の扶養親族が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書(住民税に関する事項)において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

6-11

基準日の前に死亡した扶養  
親族に係る月次減税

A.令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されれば、月次減税額の計算に含めます。

6-12

扶養親族の人数が変更になった  
場合

A.扶養親族の人数が異なることとなつても、月次減税額の増額は行いません。  
なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されます。

10-8

給与支払明細書への記載事項

A.給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額(所得税)  
×××円」、「定額減税×××円」と、適宜の箇所に記載していただくことになります。

10-10

所得税徴収高計算書(納付書)  
の記載方法

A.所得税徴収高計算書(納付書)の記載方法は、特に従来と変わることはございません。  
この場合、「税額」欄には、月次減税額を控除した後の金額(実際に納付すべき源泉徴収税額)を記載することになります。

## おわりに

事務処理が少し煩雑になつてしまうかもしれません、特に確認していただきたいのが従業員の方の扶養人数です。控除の金額に関係してきますので今年は特にご注意ください。ご不明な点がございましたら、弊社税務担当までお尋ねください。



## 雇用契約書の変更について

### はじめに

毎年労働法関係の法改正は尽きませんが、令和6年度は労働契約書の大きな改正がありました。労働契約の大元となる契約書を正確に作成できていないとトラブルの防ぎようがありません。正確には労働条件通知書の法改正ですが、労働契約書で労働条件の通知を行っている企業が多いと思いますので、契約書の改正と考えていただいて問題ありません。

変更内容の整理とともに、今回大きく注目されている無期転換ルールについて詳しく記載いたします。

### 契約書変更の内容

2024年4月より、必ず記載する必要がある明示事項が追加されました。いずれも書面明示になります。

今回法改正があった内容は次の4点です。

- ①就業場所・業務内容の変更の範囲
- ②更新上限※
- ③無期転換申し込み機会※
- ④無期転換後の労働条件※

※は有期労働契約の場合にのみ必須の事項です。

#### ①就業場所・業務内容の変更の範囲

すべての労働者が対象です。雇入れ当時の就業場所、業務内容に加えて、変更の範囲がある可能性を明記することが必要です。例えばテレワークの可能性があるなら労働者の自宅、保育作業とは別で事務仕事をする場合があるなら事務作業を記載します。ただ、大きく職務内容が変わら場合は労働契約を結び直せば問題はありません。

変更の範囲を明示することで、例えば休職後復職した社員がいたときに「A業務は無理だが軽いB業務ならできる」として職務内容の変更を求められても、「変更の範囲に事務は含まれていないのでそれは難しい」とお断りをすることもできます。復職時のトラブルは非常に多いので、予防のためにも変更範囲の記載は忘れずに行いましょう。

#### ②更新上限

有期労働契約の場合が対象です。有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに更新上限を明示します。形式は通算期間でも回数でも構いません。また、上限がある場合は記載必須のものですので、上限がなければ上限なしと明記すれば足ります。

#### ③無期転換申し込み機会

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨を明示します。一度明示したら足りるものではなく、初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も無期転換を行っていないのであれば、更新の都度明示します。無期転換ルールの詳細は次項をご覧ください。



社労事業部  
篠原 里奈

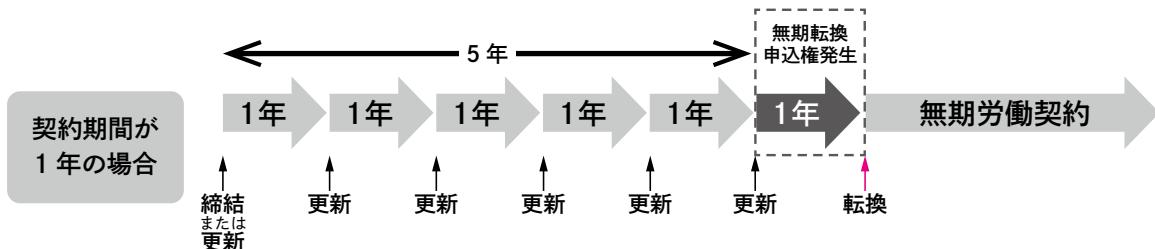
#### ④無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を書面により明示します。有期契約のときと特に変更がなければ変更なしと記載します。

労働条件を決める際は待遇の均衡を考慮して定めるようにしましょう。2020年にパートタイム・有期雇用労働法の改正もあり、有期雇用契約者に関する目線は厳しくなっています。例えば職務内容が変更されないのに無期転換前よりも実は時給換算すると労働条件が低下していた、ということはないようにしましょう。

#### 無期転換ルールに注意

無期転換ルールとは、平成25年から開始されている制度です。有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、6年目の1年間で無期転換の申し込みをすると、7年目より無期契約となります。図にすると以下の通りです。



(厚生労働省 無期転換ルールハンドブック <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518484.pdf>)

6年目に申し込みをしなければ7年目、8年目とその先いつでも申し込みが可能となります。

「いつから5年を数え始めるのか」という質問が多いのですが、雇入れ時からになります。1年契約を何度も繰り返しているパートさんはすでに対象になっている方も多いです。

ポイントは、労働者が申し込みをすると使用者は自動的に承諾したものとみなされる点です。断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。申し込みは書面が推奨されているものの、口頭でも可能です。

#### 最後に

今回の改正の4点中3点が有期労働契約者の契約書についてでした。有期労働契約者に注目が集まっているのは間違いないく、また入退職時のトラブルが多発するのも有期契約の場合が多いです。労務トラブルに発展すると時間と費用が大きく必要になる可能性もございますので、土台となる労働契約書はもれなく必要事項を記載しましょう。

ゆびすいでは今回の法改正に対応した契約書のひな型を作成しています。興味がある方はお問い合わせをいただけますと幸いです。

## 相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続登記が義務化された背景には、所有者が亡くなった不動産について相続登記を申請しないまま放置され、所有者が特定できない不動産が増えているといった社会問題があります。

この不動産の所有者不明状態を解消する手段の一つとして、相続登記の義務化をし、不動産の所有者を明確にする狙いがあります。それでは、相続登記の義務化に当たり、どのような点が変更されたのかをお伝えしていきたいと思います。

### MEMO

「平成 28 年の国土交通省による地籍調査では、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、概ね 20%程度とされています。」

### 相続登記の期限が新設されます！

従前の法律では相続が発生しても相続登記の申請義務は無く期限も課されておりませんでしたが、相続登記の義務化に伴い、令和6年4月1日からは「3年以内に相続登記をしなければならない」と定められました。

いつから3年以内がスタートされるかですが、「被相続人が死亡した事」・「自分が相続人として対象不動産を取得した事」この二つの事実を知ってからとなります。

そのため、遠い親戚がどこかで亡くなって、自分が相続人だったとしても、その死亡の事実を知らなければ期限がスタートすることはできません。

### 登記をしない事でペナルティが発生する恐れも！

上記の期限を経過することで「10万円以下の過料」が課される事になります。

ただし、正当な理由がある場合は除外されます。正当な理由は以下のように挙げられています。

①相続が連続して発生して相続人が極めて多数であることにより、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に時間を要するとき

②遺言の有効性が争われる訴訟が係属しているとき

③登記申請義務者に重病等の事情があったとき

④登記簿は存在しているものの、公図が現況と異なるため現地をおよそ確認することができないとき

「単に遺産の分け方について相続人間で揉めて、話がまとまらない」は正当な理由にはなりませんので注意が必要です。

### どの期間の分が適用されるのか？

今回の相続登記義務化よりも前に発生した相続についても相続義務は適応されるのでご注意ください。実施された時点での期間の分が適用される場合です。



登記事業部  
司法書士 中井 麻奈未

すでに発生している相続の申請期限は、相続開始日からの計算ではなく、施行日である令和6年4月1日から3年以内の令和9年4月1日までとなりますので、注意が必要です。

#### “単に遺産の分け方について相続人間で揉めて、話がまとまらない”ことによって、期限内に相続登記ができない場合は？

相続人同士の話し合いがまとまらず、揉めてしまって、期限内に相続登記ができない事も考えられます。その場合、先ほど申し上げたように登記が遅れた正当な理由として認められません。そのような時のために「相続人申告登記」という制度が創設されました。

#### 創設された「相続人申告登記」とは？

登記官に対して申出をすることで、申し出た相続人の住所や氏名が登記されます。これにより、住所氏名が登記された相続人は一旦申請の義務を果たした事になり、ペナルティが課される事は避けられます。この申出は、特定の相続人が単独である事も、他の相続人の代理で複数人分を申出する事も可能です。

相続人同士の話し合いがまとまらず、どうしても期限内に相続登記の申請ができそうにない時にはこの制度を利用していくだけとよいでしょう。

そして、相続人同士で遺産分割の話がまとまり次第、その日から新たに3年の相続登記の申請期限が付される事となります。したがって、協議が終わりましたら忘れずに相続登記をしましょう。

#### 最後に

相続登記には、不動産について自分の権利を守る事はもっぱら、所有者不明土地問題を防ぐという社会的な役割も含まれています。以前と異なり、相続が発生した場合には不動産登記が義務であるという事をご認識いただき、ご不明な点につきましては相続登記の専門家である司法書士にご相談いただければと思います。

また相続登記を放置してしまい、第2、第3の相続が発生すると、当事者の数が増え、相続関係が複雑になり、手続きの際には膨大な時間や多大な費用を要する事があります。相続登記がお済みでない不動産がある方はできる限り早く終わらせる事をおすすめします。

相続登記の義務化に関する疑問、質問をお持ちの方はお気軽にゆびすい登記事業部までご相談ください。



# 医療介護専門部より



## 介護事業者向け R6年6月施行 《新》処遇改善加算に関する解説

医療介護専門部  
高山 幸子

令和6年度の報酬改定では数多くの改定が実施されており、その中でも今回ご紹介する「《新》処遇改善加算（以下、新加算とします）」は、これまでの処遇改善制度と異なる点が多くあるため、対応や計画書の作成にお困りの事業所も多かったことと推察されます。今回は新処遇のキャリアパス要件について、解説いたします。

### キャリアパス要件

キャリアパス要件はⅠ～Ⅴまであります。

Ⅰ：任用要件・賃金体系の整備

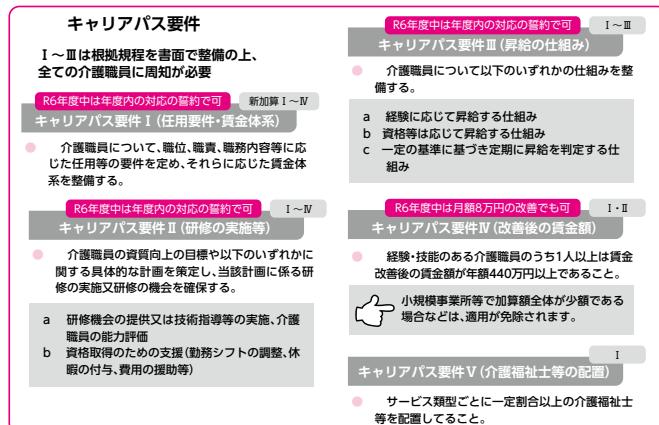
Ⅱ：研修の実施等

Ⅲ：資格や勤続年数等に応じた昇給の  
仕組みの整備

Ⅳ：改善後の賃金年額440万円以上が一  
人以上

Ⅴ：経験技能のある介護職員を事業所  
内で一定以上配置

また、キャリアパス要件は取得する新  
加算区分によって満たす条件が変わ  
ります。（詳細は右図参照）



### キャリアパス要件 II について

キャリアパス要件 II の内容に関して詳しく解説していきます。

#### 1.「資質向上のための目標」に関しては以下のようないくつかの内容をご検討ください。

①利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力の向上に努めること。

例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等

②事業所全体での資格等の取得率の向上

資格例：介護福祉士、介護職員基礎研修、認知症実践研修等

## 2. 「資質の向上のための計画」については、以下のような内容をご参照ください。

### 研修計画

研修テーマ	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ヒヤリハット事例への対応	全職員												
基本的な接遇・マナーの理解	初任職員												
認知症の方への理解	中堅職員												
介護保険でできること、できないこと	全職員												
基本的な防火対策の理解	全職員												
感染症への理解	全職員												
法令遵守の理解	リーダー職員												
サービス計画の策定	リーダー職員												

### その他の計画

- 採用1～2年目の介護職員に対し、3年以上の経験者を担当者として定め、日常業務の中での技術指導・業務に対する相談を実施する。
- 月1回のケアカンファレンス、ケース検討の実施(希望者)
- 他事業者との交流の実施(年3回)
- 都道府県が実施する研修会への参加(希望者)

なお、上記計画例はあくまでも一例ですので、こちらの書式や内容にとらわれず策定していただければと思います。また、計画期間等は定められていないため、必ずしも賃金改善実施期間と合致していないなくても問題ありません。無理な計画にならないようご配慮ください。

## 3. 「介護職員の能力評価」に関して

具体的には、個別面談等を通して、職員の自己評価に対して、先輩職員・サービス担当責任者・ユニットリーダー・管理者等が評価を実施するなどの手法が考えられます。

介護職員が業務や能力に対して自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認し合う機会となるよう実施していただくことをお勧めします。

### キャリアパス要件Ⅰとキャリアパス要件Ⅲの違い

キャリアパス要件Ⅰは、「職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系」を整備することを要件としており、「昇給」に関する内容は含まれていません。

一方、キャリアパス要件Ⅲについては、「経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組み」を設けることを要件としています。上記要件は、似ていますが内容が異なりますので、整備において注意が必要です。

### キャリアパス要件Ⅳについて

以前の特定処遇改善加算にあった「月額8万円の賃金増」ルールは、新加算では撤廃されることとなります。そのため、経過措置期間が終わるR7年4月以降は「経験・技能をもつ年収440万円以上の介護職員を1人以上置く」必要があります。

経験10年以上の介護職員(基本、介護福祉士を有するもの)のうち1人以上、賃金が440万円以上の職員がないと新加算Ⅲで減額されるので注意が必要です。また、処遇改善後の賃金「440万円」には、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まれません。

それぞれのキャリアパス要件を充足することで、職員のモチベーションや資質の向上が図られ、職員自身も自分の将来の道筋を確認できる道しるべとなります。

令和6年度は、経過措置期間となっているので、令和7年度に向けて、ぜひ、皆さまの事業所の給与制度や人事制度を見直してみませんか。

### 【参照】厚生労働省「事業所向けリーフレット」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001218746.pdf>

介護保険最新情報「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第2版)」Vol.1247

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241228.pdf>



経営コンサルティング事業部  
兼 IT戦略室  
水谷 祐貴

## [ 幼保・こども園の Webマーケティングにおける 注意点 ]

### 幼保・こども園に浸透するWebマーケティング

近年、職員採用や園児募集のため、ホームページだけでなくInstagramなどのSNSを活用する幼保・こども園が増えてきました。何でもまずインターネットで検索する時代では、それらを活用したWebマーケティングが当たり前になっていると言えるでしょう。しかし当然リスクもあり、幼保・こども園だからこそ気を付けるべき注意点もあります。

### 掲載内容はプライバシーなどに配慮されていますか？

ホームページやInstagramにアップロードされる園児たちの写真を通じ、保護者は園での日常を垣間見て成長を感じることができます。しかし、インターネットに公開されているものを見るのは当然保護者や関係者だけではありません。例えば、以下のようなリスクがあります。

- ・体操着の氏名が写り込んでおり、顔と名前が一致してしまう
- ・写真の端に着替え中の園児が写り込んでしまっている
- ・写真掲載について保護者の同意を得ていない園児が写り込んでしまっている

このような事例を防ぐには、写真をしっかり確認し、公開する写真にはしっかりと「ぼかし」などの加工を施すことが必要です。ホームページ上のパスワードで保護された非公開のアルバムを活用し、保護者のみ閲覧できるようにする方法もあります。

またホームページへの園バスのルート掲載は園児募集に効果的ですが、詳細なルートを公開してしまうとトラブルに巻き込まれる可能性もあります。あまり考えたくありませんが、インターネットである以上、悪意のある人の存在は頭の片隅に入れておくべきでしょう。

### 皆さんのITリテラシーは大丈夫ですか？

InstagramなどSNSでのトラブルの一つが、アカウントの乗っ取りです。何らかの形でID・パスワードが流出して不正にアカウントに侵入され、意図しない投稿やDM送付などにより二次被害が出る可能性があります。このようなインターネット上の不正の被害を防ぐため、ITリテラシーを高め、以下の行動をしないよう気を付けることが重要です。

- ・IDやパスワードを忘れないために事務所などの目に見えるところに貼っている
- ・怪しいメールなどのリンクも興味本位で一度開いてみる
- ・街中を飛んでいる便利な無料Wi-Fiに接続して作業する
- ・安全性を考えずアプリやツールをどんどんダウンロードする

不正とは異なりますが、職員の個人アカウントでの悪口の投稿も炎上のリスクになります。しかし、いい話なら書き込んでいいとも限りません。SNSは見る人次第でどうでも解釈されますので、特定の個人や事象が特定されるような投稿は避けるべきでしょう。園のアカウントも職員の私用スマホで運営していることが多いかと思いますので、今一度、ITリテラシーを高める取り組みを検討してみてはいかがでしょうか。

### Webマーケティングは外部の支援を受けるのも選択肢

ホームページやSNSの更新は採用・園児募集に大きく影響してきます。一方、現場で保育をしながら投稿する写真の確認やぼかし加工をするのは大変な負担になります。また、日々進化し機能も変わっていくSNSへの対応も必要になります。そんな時は、SNSの運用代行やWebマーケティングのコンサルタントを活用するのも有効です。

ゆびすいグループではホームページやInstagram運用などWebマーケティングに関するご相談も受け付けています。  
お気軽にお問い合わせください。

「**暦年贈与**」と  
**「相続時精算課税制度」**  
 令和5年度改正



相続専門部  
飯尾 奈々美

## 1. はじめに

令和5年度改正により令和6年1月1日以降に行われる贈与や、贈与により取得する財産について以下の点が改正されました。

### 【暦年贈与】

- ・相続財産への持ち戻し対象期間が3年→7年に延長されました。
- ・緩和措置として、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産から控除可能となります。

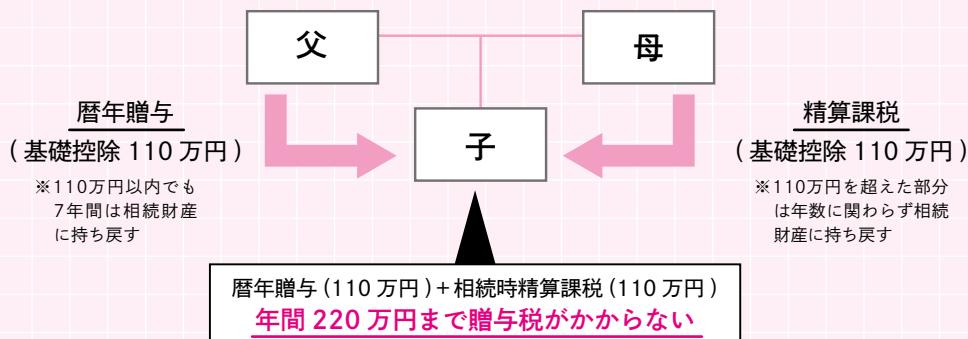
### 【相続時精算課税制度】

- ・年間110万円の基礎控除が創設されました。
- 新たに創設された基礎控除部分については、暦年贈与と異なり、相続財産に加算する必要がありません。これにより基礎控除額以下の贈与であれば、贈与税と相続税の負担無く財産を移転させることができます。

## 2. 基礎控除の併用

複数人から異なる方法で贈与を受けた場合の基礎控除の考え方はどうなるでしょうか?父からの贈与は暦年贈与、母からの贈与は相続時精算課税制度を適用した場合を例にしてご紹介いたします。

相続時精算課税制度に係る基礎控除は、暦年贈与に係る基礎控除とは別のものとなっています。その結果、贈与者が異なる場合であれば、両者に係る基礎控除を併用することで、年間最大220万円までの贈与について贈与税が課税されることになります。



## 3. おわりに

暦年贈与又は相続時精算課税制度のどちらを選択する方が有利になるかは、財産や寿命、家族の状況により異なります。贈与や相続についてご不明点がございましたら、ゆびすいの担当者までご相談ください。



令和6年度、保育所等におけるICT化推進事業補助金にキャッシュレス決済に関する機能が追加されました。freee会計はキャッシュレス決済をもつ請求管理システムとの連携が可能です。今回は補助金の概要とキャッシュレス決済についてご紹介いたします。

## 補助金について

保育所等におけるICT化推進事業補助金は、認可保育所等においてICT化を推進することにより、「業務負担の軽減」「働きやすい環境を整備」「必要な情報等の把握」を目的としています。

次の①～④の機能のうち1つ以上有する電算システム等を新たに導入した場合に、導入に要した費用の一部に対して補助されます。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能（令和6年度、新たに追加）

補助額は最大975,000円となります。（導入機能数・端末購入の有無により補助額が変動）

## キャッシュレス決済について

決済方法は大きく4つの種類があります。

- ① クレジットカード
- ② デビットカード
- ③ プリペイドカード / 電子マネー
- ④ スマホ決済（QRコード決済）

導入するメリットとしては、利便性の向上や業務の効率化、盗難防止に繋がります。日々発生する入金や釣り銭準備等の管理業務の軽減、現金管理を減らすことで盗難・紛失を防ぎます。デメリットとしては、災害やシステム障害時に使えない恐れがあることや、導入時の費用や手数料の金銭的な負担が挙げられます。金銭面の問題は補助金等を上手く利用していくことが負担軽減に繋がります。

## 会計ソフトとの連携

キャッシュレス決済機能をもつ請求管理システムと会計ソフトを連携すると業務改善が図れます。freee会計では、API連携やエクセルインポート機能を使って連携することにより収入計上から入金処理までの工数を大幅に削減できる可能性がございます。

クラウド会計ソフトは、様々なサービスと連携させることでよりそのメリットを享受することができます。この機会にぜひ、会計ソフトも合わせて見直し効率化を検討してはいかがでしょうか。

## お問い合わせ

クラウド会計システム「福祉freee」にご興味を持たれた方や、導入を検討して頂ける方は、福祉freeeサポートデスクまでお問い合わせください。

福祉freeeサポートデスク  
TEL:050-2018-7267  
Mail:wf-sp@yubisui.co.jp

無料相談・お問い合わせフォームQRコード





システム開発室  
興梠 桃佳

## IT導入補助金をゆびすいクラウド導入に活用してみませんか

少子高齢化に伴い労働人口が減少している中、ITツールを導入し業務効率化や生産性向上に取り組む企業が多くなりました。

また、国もさまざまな補助金等で企業の業務効率化をサポートしています。経済産業省では、中小企業を対象にIT導入補助金という制度の利用が可能になっています。

IT導入補助金とは、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的としており、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。

ゆびすいクラウドの導入に、このIT導入補助金を利用することが可能です。

インボイス枠(インボイス対応類型)で申請、最大60万円の補助金の交付となります！

クラウド利用料(2年分)  
ハードウェアの購入費

最大60万の補助

※ハードウェアのみの購入は対象外です。

補助金の対象者は、医療法人、社会福祉法人、学校法人では、「常勤300人以下」となり、多くのお客様でご利用いただけます。

弊社のHPでも、このIT導入補助金の利用について紹介していますので、ぜひご覧ください。

IT導入補助金がいつまで継続されるかもわかりませんので、ぜひこの機会にゆびすいクラウドの導入・移行をご検討ください。

株式会社ゆびすい会計システム  
公益法人会計システム サポートセンター

〒590-0026 大阪府堺市堺区向陵西町4-5-5 ゆびすいビル  
TEL050-5526-4515 FAX(072)222-3706 e-mail: yks-ithojo@yubisui.co.jp

※電話による問い合わせは、平日午前10:00～12:00 午後1:00～5:00までの間にお願いします。

IT導入補助金紹介 HP



# システムインテグレーションのご紹介

## 1. はじめに

ゆびすい会計システムでは 2024 年よりお客様向けの IT サービスを提供する事業として「システムインテグレーション」の部門を立ち上げました。本稿ではそのサービスの概要をご紹介させていただきます。

## 2. システムインテグレーションとは？

システムインテグレーションとは「System Integration」で、SI と略され IT 業界ではよく見聞きする言葉です。Integration とは直訳すると「統合」や「一体化」といった意味で、複数のソフトウェア、ハードウェアなどを組み合わせてお客様が利用するシステムの企画・設計から開発・保守・運用までを手掛けるサービスです。システムインテグレーションに関連して SI 業務をおこなう企業のことを SI に「～する人」を意味する「er」をつけて Sler「エスアイヤー」と言います。

よく似た言葉でシステムエンジニア (SE) というものがありますが、システムエンジニアはシステム開発において代表される「要件定義、設計、テスト、保守・運用」などの工程を担当します。

システムインテグレーションが事業、エスアイヤーが企業であることに対して SE は職業を表しますので言葉の意味としてはまったく異なるものです。

## 3. なぜ今システムインテグレーションなのか？

IT が人々の生活になくてはならないものになってからしばらく時間が経ちますが、さらなる急速なデジタル技術の進化により、市場での競争力または顧客満足度の維持・強化のため企業や組織は今より一層 IT 化やデジタルトランスフォーメーション (DX) へ取り組む必要に迫られています。近年この IT 化やデジタルトランスフォーメーションの波が事業活動の大きなテーマや課題となり、これらへの取り組みや課題解決に悩まれている経営者の方を多く見聞きするようになりました。

そこでゆびすい会計システムではシステムインテグレーションのサービスを始めることで、IT 化やデジタルトランスフォーメーションへの取り組みという経営課題解決のお手伝いができるかということを考えました。便利になったとはいえまだまだ利用する側の慣れやリテラシー、利用するまでの環境設定など複雑な知識を要する IT サービスも多く、その運用や管理に追われ本来の担当業務に専念できない方もきっと多いはずです。また特に IT を専門的に管理している担当者がいない場合、何かあったときすぐに話ができるような相談先があるということは大きな強みでしょう。

IT 化やデジタルトランスフォーメーションという点においてはゆびすいグループも他の事業者様と同様に現在取り組んでいる最中です。ゆびすいグループも道半ばではありますが、グループ全国 10 拠点、職員数約 350 名が利用するシステムの IT 化、デジタルトランスフォーメーション化への過程で培った経験、技術、ノウハウをお役立てできるはずです。

## 4. システムインテグレーションのサービス内容は？

システムインテグレーションではあらゆる企業や組織のニーズに応えるため、様々なジャンルのサービスを準備しました。以下にその具体的なサービスの一部を記載しました。

### ハードウェア製品

パソコン、複合機、電話機、携帯電話などあらゆるメーカーを低価格でご提供。お客様のご希望に合う機種をご予算に合わせてお見積りします。購入する機器のスペックや機能にお悩みの方はご相談ください。



### ヘルプデスク・サポート

パソコンや複合機、電話機など企業や法人運営に必要なあらゆる機器のトラブル対応、操作方法のご説明、修理のご相談にスピーディーに対応します。ヘルプデスクやサポートは電話、リモート、チャット、現地対応など様々な手段で対応可能です。



### 保守・運用・管理代行

各種アカウント（ID、パスワード）の取得手続きや管理、セキュリティの遠隔監視など企業や組織ではできない業務を専用のサポートセンターが代行します。煩わしいシステム周りのアウトソーシングはお任せください。

### 構築、設計

インターネット環境の整備、Web やメールなどの各種サーバー、電話システムなど事業の基盤となるビジネスインフラ環境を設計、構築します。障害に強い設計で構築し、お客様に継続的で安定したビジネス環境をご提供します。



### システム導入、DX 支援

業務システムから基幹システムまで幅広いシステム導入をプロジェクト立ち上げから運用定着までご支援いたします。また各企業、法人様向けの自動化、効率化のためのツールをローコード、ノーコードでの開発も可能です。合わせてツールの活用方法のご提案もおこないます。

### 統合セキュリティサービス

セキュリティに関するアセスメントや改善提案をおこないお客様がよりセキュアな環境で事業をおこなえるよう手助けします。数あるセキュリティ製品の中から最適なサービスの選定で運用に手間をかけず管理者の方のご負担を軽減します。

## 5. 最後に

ゆびすいグループのサービス「会計」「税務」「労務」「登記」「コンサルティング」に「IT」を加えることで、より幅広いニーズへ対応していきます。記載している内容以外にもご提供できるサービスがございますので、IT 関連のお困りごとがございましたらお気軽にご相談ください。お問い合わせはゆびすいの担当者か下記のお問い合わせ先へお願ひ致します。



#### お問い合わせ先

株式会社ゆびすい会計システム システムインテグレーション  
担当：小宮 顯治

#### 問い合わせ 連絡先

T E L : 072-221-7149 メール : integ-info@yubisui.co.jp  
所 在 地 : 〒590-0026 大阪府堺市堺区向陵西町 4-5-5 ゆびすいビル  
営業時間 : 9:00 ~ 17:00(平日) サイト : [www.yubisui.co.jp](http://www.yubisui.co.jp)

令和6年度 新制度園対象 園長・設置者研修会



## 幼稚園・保育園・こども園

# 運営セミナー2024

設置者が今知りたい、  
国運営の基礎とポイント  
を徹底解説します！

### セミナー内容

1日目 <8月1日(木)>

第1部 13:00~14:45



『最新！！労務トラブル解決のポイント』  
ハラスメント・休職・SNS等 令和時代  
の労務トラブルの解決方法と防止策  
是非、貴園の就業規則をご持参ください

社会保険労務士法人 ゆびすい労務センター  
社会保険労務士 藤原 克行

第2部 15:00~16:30



公益法人ならではの非課税贈与とは！？  
令和6年以降の相続・贈与の改正も  
踏まえての今後の相続対策の注意点

税理士法人ゆびすい 相続専門部  
税理士 山村 幸太

日 程

2024年

8.1木・8.2金

13:00-16:30

(受付 12:30より)

懇親会 18:00より  
<会場ANAクラウンプラ  
ザホテル岡山(駅隣接)に  
て開催>

会 場 先着50名様限定  
Zoom配信 先着100名様限定

9:15-16:00

(個別相談会15:00より)  
会場にてご受講いただい  
た方限定で、2日目研修終  
了後、15:00~16:00に個別  
相談会を実施いたします

会 場

岡山国際交流センター7F多目的ホール <会場住所> 〒700-0026 岡山市北区奉還町2-2-1

費 用

※宿泊は各自お申込みください ※Zoom受講・会場受講ともに同額となります

研修会費 お一人様 30,000円（昼食付、消費税込）、懇親会費 お一人様 8,000円（消費税込）

お申し込み

インターネットまたはQRコードからお申込みいただけます。

<https://yubisui.form.kintoneapp.com/public/20240801>

申込期限：2024年7月10日（水）



ご質問・お問い合わせ先

税理士法人 ゆびすい 岡山支店

TEL : (086)214-6520